

岩手県告示第459号

フェリーターミナル条例（平成30年岩手県条例第37号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定により、宮古港フェリーターミナルの利用料金を次のとおり承認した。

平成30年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 条例第4条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
人道橋	1日までごとに	15,681円
事務室	1月までごとに1平方メートルまでごとに	3,877円
会議室	1時間までごとに	1,630円

2 利用料金の適用年月日

平成30年6月1日